

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)		
地域名 (地域内農業集落名)	宇野地区 (宇 野)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 1 2 月 5 日 (第 1 回)		

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・宇野地区は70才以上の農地所有者が55%を占めている。農地利用形態は宇野営農組合受託により概ね区域内農地を利用し、ブロックローテーションを活用し小豆・大豆の生産を行っている現状であるが、今後営農組合含め耕作者の高齢化が懸念されることから、営農組合内での後継者育成や地区外認定農業者等の担い手確保が課題となる。

・営農組織による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため負担軽減としての所有者・地域含めた取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻品種として食用米と酒米の作付けに今後耕畜連携した堆肥利用による土づくりを進めるとともに、環境に配慮して減農薬・減肥料を併せて進め収益の改善も図る。また、新規作物の導入について市、県、JAと連携して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

圃場整備区域内の農用地区域の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、宇野営農組合で農業者が協同し現状の1団地利用を進めつつ今後担い手の育成を進める検討を行い、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手である営農組織員が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が平成7年完成し約29年が経過し、水路・農道の経年劣化が現状心配される。今後、集落で多面的事業活用を継続し長寿命化事業への取り組み協議を進めていくと共に、水利施設等については、地域が受益者と連携し適期に補修を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では6団地1営農組織での組合利用を確立し区域内農地の99%を利用しているため、地域で調整を図りながら後継者育成及び外部農業者の農地利用検討にも努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を継続する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。